

○豊島区自転車の安全利用に関する条例

平成24年7月10日

条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用を促進するため、豊島区（以下「区」という。））、自転車利用者、関係団体等の責務を明らかにし、それぞれがその責務を果たすことにより、自転車利用者の運転マナー及び交通安全意識の向上を図ることで自転車に関する事故を防止し、もって交通安全の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の安全運転、交通事故防止に関する知識の習得、定期的な点検整備、事故に備えた保険等への加入その他の自転車を安全に安心して利用することをいう。
- (3) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 関係団体 交通安全協会、町会、自治会、商店会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

(区の責務)

第3条 区は、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発及び自転車の事故防止
- (2) 自転車の安全利用に関して警察署、関係団体等が行う活動の支援及び協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する事業の推進

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、歩行者、特に障害者、高齢者、乳幼児等の通行に配慮をしながら、自転車の安全利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、区、警察署、関係団体等が行う自転車の安全利用に関する施策に協

力するとともに、これらが行う事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令等（法律及びこれに基づく命令並びに条例をいう。以下同じ。）の規定を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を励行し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令等により当該各号の規定に対する例外が認められている場合は、この限りでない。
 - (1) 道路を通行する際には、車道の左側の端に寄って通行すること。
 - (2) 路側帯の通行が認められている場合には、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行すること。
 - (3) 自転車に乗ったまま歩道を通行することが認められている場合には、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げないようにすること。
 - (4) 酒気を帯びて運転しないこと。
 - (5) 他の自転車と並進しないこと。
 - (6) 前後輪のブレーキや前照灯を備えていない自転車を運転しないこと。
 - (7) 東京都公安委員会が定める自転車の乗車人員を遵守すること。
 - (8) 交差点を通行するときは、信号や一時停止の道路標識等を遵守し、徐行を心掛けるとともに、安全の確認を行うこと。
 - (9) 傘を差すなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
 - (10) 携帯電話その他携帯機器を保持して通話、操作、又は注視しながら運転しないこと。
 - (11) ヘッドホン等で音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態で運転しないこと。
 - (12) たばこを吸いながら運転しないこと。
 - (13) 夜間においては、前照灯を点灯し運転すること。
 - (14) 歩行者の通行の頻繁な商店街等の区域内を通行するときは、必要に応じて自転車を押して歩くよう努めること。
 - (15) 公共の場所に自転車を放置しないこと。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、通勤又は事業活動のために自転車を利用する従業員等に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、区及び警察署が行う自転車の安全利用の促進に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 前条第2項の規定は、関係団体について準用する。

(自転車小売業者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入しようとする者に対して、自転車の点検整備の必要性など適切な助言を行うよう努めなければならない。

2 第5条第2項の規定は、自転車小売業者について準用する。

(自転車貸付業者の責務)

第8条 自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その借受人に対して、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車の貸付けに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めなければならない。

3 第5条第2項の規定は、自転車貸付業者について準用する。

(学校の責務)

第9条 学校は、幼児、児童又は生徒に対し、その発達段階に応じ自転車の安全利用に関する教育を実施するよう努めなければならない。

2 学校は、幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者に対し、自転車の安全利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

3 第5条第2項の規定は、学校について準用する。

(保護責任者の責務)

第10条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、当該幼児、児童又は生徒に対して、自転車の安全利用その他の交通安全意識の啓発に努めなければならない。

2 13歳未満の者を保護する責任のある者は、当該13歳未満の者を自転車に乗車させるときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

(自転車に係る利用環境の向上)

第11条 区は、国、東京都、道路管理者、交通管理者、関係団体等と協力・連携し、自転車に関する利用環境の向上に努めなければならない。

(指導)

第12条 区長は、自転車歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車による事故を未然に防止するため必要があると認める場合は、自転車利用者に対して指導することができる。

- 2 区長は、警察署と情報交換その他の連携を図りながら、前項の指導を行うものとする。
- 3 区長は、第1項の指導を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して行わせることができる。

(自転車損害保険等への加入)

第13条 自転車利用者は、その自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているとき又は当該自転車利用者が、未成年者、事業活動のために自転車を利用する者若しくは自転車貸付業者から貸付けを受けた者であるときは、この限りでない。

- 2 未成年者を保護する責任のある者は、その保護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているとき又は当該未成年者が、事業活動のために自転車を利用する者若しくは自転車貸付業者から貸付けを受けた者であるときは、この限りでない。
- 3 事業者は、その事業活動のために従業員等に自転車を利用させるとき又は自ら利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。
- 4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。
- 5 区長は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、幼児、児童、生徒若しくは学生又はその保護する責任のある者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第14条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかつたときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その従業員等のうちに、通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業員等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報提供等)

第15条 区長は、関係団体が自主的に自転車の安全利用に関する活動を行う場合には、当該関係団体に対して、情報の提供その他必要な措置を講ずることができる。

(広報啓発)

第16条 区長は、自転車の安全利用について区民の理解が深まるよう広報その他により啓発活動を行うものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。